

相馬市総合計画審議会について

1. 相馬市総合計画審議会の目的・役割

【設置について】

○相馬市総合計画審議会条例に基づき設置。

【職務について】

○市長の諮問に応じ、相馬市の総合計画（基本構想、基本計画）について審議し、その結果を答申するもの。

【組織について】

○委員30名以内で組織。

→学識経験者、各種団体からの推薦委員、公募委員

○会長、副会長を各1名ずつ置く（委員の互選による）。

【任期】

○2年間

2. 総合計画とは

○総合計画は、次のような役割を持っています。

市の最上位の計画

市の目指すべき将来像やまちづくりの理念などを定め、今後10年間にわたり、市が進める各分野の政策の根拠となる最上位の計画として位置づけられるもの。

市民と行政が目標を共有する計画

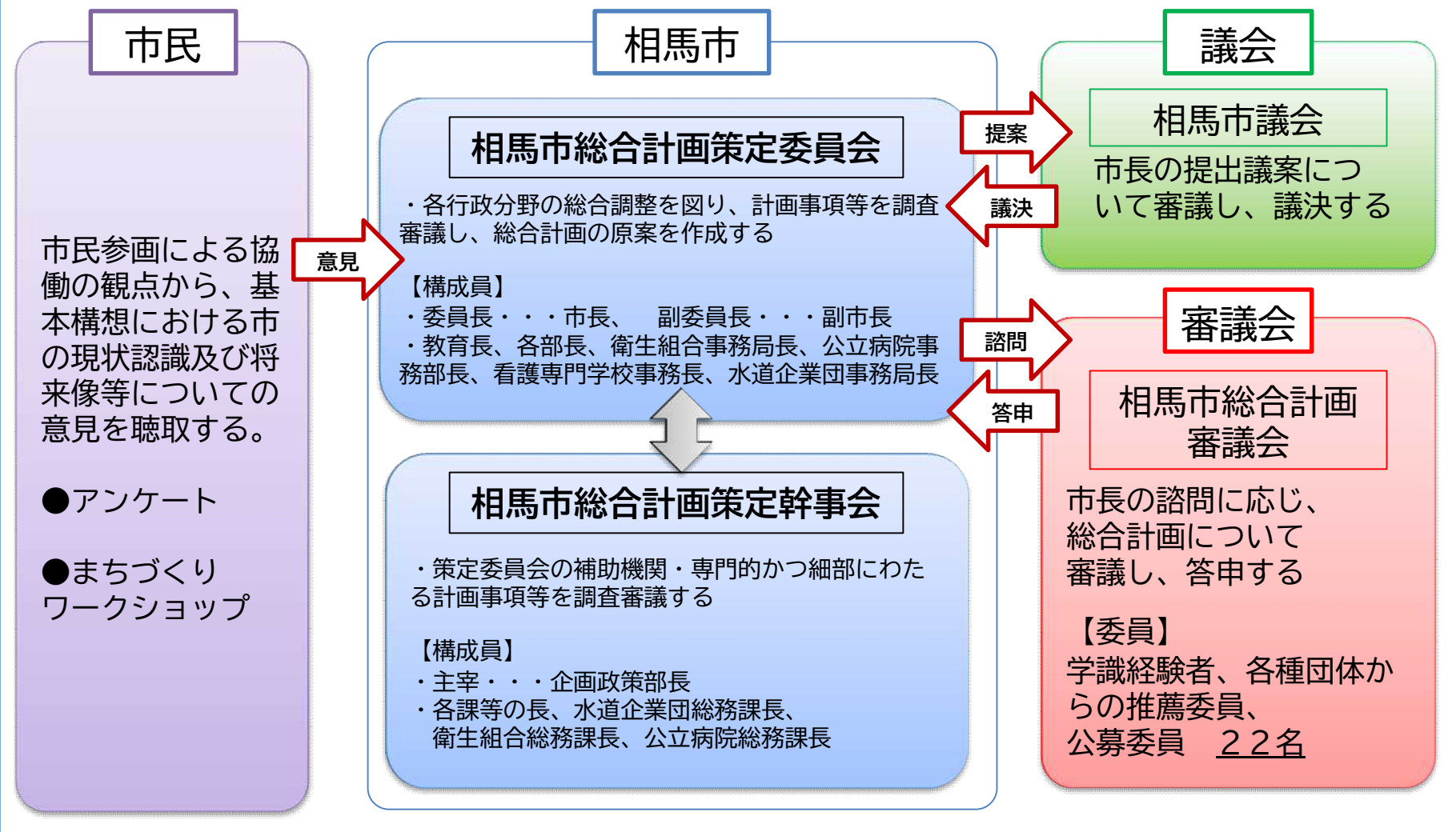
市民と行政が目標を共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるもの。

市政運営の方針を示す計画

将来のまちづくりの方向と目標を明らかにするとともに、市政運営の方針を示すもの。

3. 相馬市総合計画策定に関わる各組織

各組織の役割と構成員



4. 審議会とその後の流れ

審議会での流れ

市長から審議会へ**諮問**

諮問内容について**審議**
計4回

審議会から市長へ**答申**

その後の流れ

審議会からの
答申を踏まえ
総合計画を
策定

総合計画を
12月議会
に提案

相馬市議会
の議決

市民、関係機
関などへの
周知

令和9年4月
より計画期間
スタート